

官報

号外 昭和三十五年七月二十二日

第三十五回 衆議院會議録 第五号(その一)

昭和三十五年七月二十二日(金曜日)

議事日程 第二号

昭和三十五年七月二十二日

午前十時開議

第一 モーターボート競走法の一部を改正する法律案(第三十四回国会、内閣提出)

第二 自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第三十四回国会、内閣提出)

第三 小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第三十四回国会、内閣提出)

○本日の会議に付した案件
議院運営、内閣、地方行政、法務、外務、大蔵、社会労働、農林水産、商工、運輸、通信、建設、予算、決算及び懲罰の各常任委員長辞任の件
議院運営委員長長外十四常任委員長及び文教委員長長の選挙

昭和三十五年七月二十二日 衆議院會議録第五号(その一) 議院運営委員長長外十四常任委員長長辞任の件 常任委員長長の選挙

検察官資格審査会委員及び同予備委員の選挙

国土総合開発審議会委員の選挙

離島振興対策審議会委員の選挙

国土開発縦貫自動車道建設審議会委員の選挙

台風常襲地帯対策審議会委員の選挙

首都圏整備審議会委員の選挙

北海道開発審議会委員の選挙

日本ユネスコ国内委員会委員の選挙

飼料供給安定審議会委員の選挙

渇田単作地域農業改良促進対策審議会委員の選挙

四国地方開発審議会委員の選挙

原子力委員会委員任命につき同意を求めるの件

国家公安委員会委員任命につき同意を求めるの件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

中央更生保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

議員大西正道君逝去につき院議をもつて弔詞を贈呈すること

し、その文案は議長に一任するの件(議長発議)

堀川恭平君の故議員大西正道君に対する追悼演説

元参議院議長河井彌八君逝去につき院議をもつて弔詞を贈呈することとし、その文案は議長に一任するの件(議長発議)

日程第一 モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第三十四回国会、内閣提出)

日程第二 自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第三十四回国会、内閣提出)

日程第三 小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第三十四回国会、内閣提出)

九州地方開発促進法の一部を改正する法律案(第三十四回国会、内閣提出)

内閣提出(参議院送付)

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

内閣委員会外十五常任委員会並びに公職選挙法改正に関する調査特別委員会、科学技術振興対策特別委員会及び国土総合開発特別委員会における閉会中審査の件(議長発議)

事務総長辞任の件
事務総長の選挙

午後二時四十六分開議
○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

議院運営、内閣、地方行政、法務、外務、大蔵、社会労働、農林水産、商工、運輸、通信、建設、予算、決算及び懲罰の各常任委員長辞任の件

○議長(清瀬一郎君) 常任委員長辞任の件につきお諮りいたします。

議院運営委員長荒船清十郎君、内閣委員長福田一君、地方行政委員長長濱地文平君、法務委員長長瀬戸山三男君、外務委員長小泉純也君、大蔵委員長長植木庚子郎君、社会労働委員長長水山忠則君、農林水産委員長長吉川久衛君、商工委員長中村幸八君、運輸委員長長平井義一君、通信委員長長佐藤洋之助君、建設委員長長羽田武嗣郎君、予算委員長長小川半次君、決算委員長長鈴木正吾君、懲罰委員長長高瀬博君から、それぞれ常任委員長を辞任したいとの申し出がございまして、これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

議院運営委員長長外十四常任委員長及び文教委員長長の選挙

○議長(清瀬一郎君) つきましては、これより右の各常任委員長長の選挙を行

昭和三十三年七月二十二日 衆議院會議録第五号(その一) 常任委員長の選挙

檢察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙

一八

なうのでありますが、文教委員長大平正芳君は去る十九日辞任いたされま

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、動議のごとく決しました。

議長は、各常任委員長をこれより指名いたします。

- 議院運営委員長 周東 英雄君
内閣委員長 池田正之輔君
地方行政委員長 西村 英一君
法務委員長 山口六郎次君
外務委員長 本名 武君
大蔵委員長 山本 勝市君
文教委員長 秋田 大助君
社会労働委員長 大石 武一君
農林水産委員長 小山 長規君
商工委員長 大島 秀一君
運輸委員長 永田 亮一君
通信委員長 飯塚 定輔君
建設委員長 大倉 三郎君
予算委員長 西村 直己君
決算委員長 今井 耕君
懲罰委員長 武知 勇記君

檢察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙

○議長(清瀬一郎君) 檢察官適格審査会委員及び同予備委員の任期が満了いたしましたので、この際、同委員及び予備委員の選挙を行います。

○天野公義君 檢察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ございませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、檢察官適格審査会委員に塚田十一郎君 三池 信君 天野 公義君 井伊 誠一君を指名いたします。

また、網島正興君を塚田十一郎君の予備委員に、額瀬彌三君を三池信君の予備委員に、大久保武雄君を天野公義君の予備委員に、山中日露史君を井伊誠一君の予備委員に指名いたします。

国土総合開発審議会委員の選挙

○議長(清瀬一郎君) 次に、国土総合開発審議会委員が三名欠員となっておりますので、この際、同委員の選挙を行います。

○天野公義君 国土総合開発審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議

長において指名されんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ございませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、国土総合開発審議会委員に吉川 久衛君 八木 一郎君 瀬戸山三男君を指名いたします。

離島振興対策審議会委員の選挙

○議長(清瀬一郎君) 次に、離島振興対策審議会委員が一名欠員となっておりますので、この際、同委員の選挙を行います。

○天野公義君 離島振興対策審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、離島振興対策審議会委員に高橋等君を指名いたします。

国土開発縦貫自動車道建設審議会委員の選挙

○議長(清瀬一郎君) 次に、国土開発縦貫自動車道建設審議会委員が五名欠

員となっておりますので、この際、同委員の選挙を行います。

○天野公義君 国土開発縦貫自動車道建設審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、国土開発縦貫自動車道建設審議会委員に益谷 秀次君 保利 茂君 椎名悦三郎君 今松 治郎君 小澤佐重喜君を指名いたします。

台風常襲地帯対策審議会委員の選挙

○議長(清瀬一郎君) 次に、台風常襲地帯対策審議会委員が一名欠員となっておりますので、この際、同委員の選挙を行います。

○天野公義君 台風常襲地帯対策審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、台風常襲地帯対策審議会委員に中馬辰梧君を指名いたします。

首都圏整備審議会委員の選挙

○議長(清瀬一郎君) 次に、首都圏整備審議会委員が一名欠員となっておりますので、この際、同委員の選挙を行います。

○天野公義君 首都圏整備審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、首都圏整備審議会委員に岩本信行君を指名いたします。

北海道開発審議会委員の選挙

○議長(清瀬一郎君) 次に、北海道開発審議会委員の任期が満了いたしましたので、この際、同委員の選挙を行います。

○天野公義君 北海道開発審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、北海道開発審議会委員に
松浦周太郎君 篠田 弘作君
高田 富興君 横路 節雄君
小平 忠君
を指名いたします。

日本ユネスコ国内委員会の選
挙

○議長(清瀬一郎君) 次に、日本ユネスコ国内委員会委員が二名欠員となつておりますので、この際、同委員の選挙を行ないます。

○天野公義君 日本ユネスコ国内委員会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、日本ユネスコ国内委員会委員に
押谷 富三君 橋本 正之君
を指名いたします。

飼料供給安定審議会委員の選挙
○議長(清瀬一郎君) 次に、飼料供給安定審議会委員の任期が満了いたしましたので、この際、同委員の選挙を行ないます。

○天野公義君 飼料供給安定審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

長において指名されんことを望みます。
○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、飼料供給安定審議会委員に
山口 好一君 中村 寅太君
野原 正勝君 中澤 茂一君
小澤 貞孝君
を指名いたします。

渥田単作地域農業改良促進対策審議会委員の選挙
○議長(清瀬一郎君) 次に、渥田単作地域農業改良促進対策審議会委員が二名欠員となつておりますので、この際、同委員の選挙を行ないます。

○天野公義君 渥田単作地域農業改良促進対策審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、渥田単作地域農業改良促進対策審議会委員に
佐藤洋之助君 内海 安吉君
を指名いたします。

鉄道建設審議会委員の選挙
○議長(清瀬一郎君) 次に、鉄道建設審議会委員が五名欠員となつておりますので、この際、同委員の選挙を行ないます。

○天野公義君 鉄道建設審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、鉄道建設審議会委員に
益谷 秀次君 保利 茂君
椎名悦三郎君 今松 治郎君
矢尾喜三郎君
を指名いたします。

四国地方開発審議会委員の選挙
○議長(清瀬一郎君) 次に、四国地方開発審議会委員の選挙を行ないます。

○天野公義君 四国地方開発審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、四国地方開発審議会委員に
加藤常太郎君 濱田 幸雄君
を指名いたします。

坊 秀男君 森本 靖君
中村 時雄君
を指名いたします。

原子力委員会委員任命につき同意を
求めるの件
○議長(清瀬一郎君) お諮りいたします。

内閣から、原子力委員会委員に有澤廣巳君、木原均君を任命したので、原子力委員会設置法第八条第一項の規定により本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出の通り同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

国家公安委員会委員任命につき同意を
求めるの件
○議長(清瀬一郎君) 次に、国家公安委員会委員に永野重雄君を任命したので、警察法第七条第一項の規定により本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出の通り同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

中央更生保護審査会委員任命につき同意を
求めるの件
○議長(清瀬一郎君) 次に、中央更生保護審査会委員に大塚今比古君を任命

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

運輸審議会委員任命につき同意を
求めるの件
○議長(清瀬一郎君) 次に、運輸審議会委員に片岡義信君、谷村唯一郎君を任命したいので、運輸省設置法第九条第一項の規定により本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出の通り同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

日本放送協会経営委員会委員任命
につき同意を
求めるの件
○議長(清瀬一郎君) 次に、日本放送協会経営委員会委員に今井道雄君、梶勉君、七里義雄君、八木宗十郎君を任命したいので、放送法第十六条第一項の規定により本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出の通り同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

昭和三十五年七月二十二日 衆議院會議録第五号(その一)

議員大西正道君逝去につき院議をもつて弔詞を贈呈することとし、その文案は議長に一任することとし、堀川恭平君の故議員大西正道君に対する追悼演説

堀川恭平 二〇

したいので、犯罪者予防更生法第五号第一項の規定により本院の同意を得たことの申し出があります。右申し出の通り同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、同意を与えるに決しました。

議員大西正道君逝去につき院議をもつて弔詞を贈呈することとし、その文案は議長に一任すること(議長發議)

○議長(清瀬一郎君) 御報告いたすことがございます。

議員大西正道君は、去る七月十五日逝去せられました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

つきましては、同君に対し、院議をもつて弔詞を贈呈いたしたいと存じます。なお、この文案は議長に一任せられたいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

つきましては、議長の手元において起草いたしました文案を朗読いたします。

衆議院は議員正五位勲三等大西正道君の長逝を哀悼しつつ弔詞を贈呈することとし、その文案は議長に一任することとし、堀川恭平君の故議員大西正道君に対する追悼演説

この弔詞の贈呈方は議長において取り計らいます。

堀川恭平君の故議員大西正道君に対する追悼演説

○議長(清瀬一郎君) この際、弔意を表するため、堀川恭平君から発言を求められております。これを許します。堀川恭平君。

〔堀川恭平君登壇〕

○堀川恭平君 私は、諸君の御同意を得、議員一同を代表して、故衆議院議員正五位勲三等大西正道君に対し、つしんで哀悼の辞を申し述べます。

私どもは、かねてから大西君が病氣御静養中と承つておりましたが、まだ壮年の君のことゆえ、必ず御回復のことと信じておりました。しかるに、去る十五日、にわかには君の訃に接し、思いがけない悲報に、がく然といたしました次第であります。

大西君は、大正元年十一月、兵庫県飾磨郡花田村に生まれ、長じて姫路師範学校に入り、昭和七年これを卒業し、直ちに郷里の小学校に奉職して児童の教育に当たられたのであります。

その後、向学の念やみがたく、昭和十年に上京して、市内の小学校に勤務するかわら、日本大学高等師範部に

通学し、刻苦勉勵、ひたすら研さんを重ね、十四年同校を卒業し、中等学校教員の資格を得られたのであります。

昭和二十年三月、君は、迎えられて青森県立弘前高等学校に赴任し、翌昭和二十一年には、戦後の混乱した教育界の再建と教職員の社会的地位の向上を旨とし、進んで教員組合の結成に献身努力せられました。

昭和二十二年、日本教職員組合の成立するや、その専任職員となり、中央執行委員に選ばれ、また、副委員長の要職に推されて、組合の指導に日夜奮闘されたのであります。

君は、真に教員としての自覚と誇りを持つて行動し、多数組合員の意向を代表して、極端に走ることなく、常に中正にして健全な組合運動の推進に努力されたこと承つております。

また、多忙な活動の間にあつて、「教育復興」、「教育委員会法の解説」、「重要教育法の解説」等の著書を公にし、その知識を傾け、その抱負を述べられたのであります。かくして、君は、戦後の組合運動の発展にきわめて大きな足跡を残すとともに、組合員の間に厚い信望を得るに至つたのであります。

やがて政界に志し、日本社会党に入党し、同二十八年四月の第二十六回衆議院議員総選挙には、郷里の兵庫第一四区より立候補して、まごど本院に議

席を占められたのであります。自來、引き続き当選すること三回、在職七年四月月に及び、今日では、社会党の中間議員として、将来を大いに嘱望されておられたのであります。(拍手)

本院に在職中は、各種の委員となつて国政審議に尽力し、中でも、文教委員として多年の経験を生かして活躍し、教育施設の充実その他わが国における教育の刷新向上のために懸命の努力を重ねられ、よく国会議員の重責を果たし、著しい功績を残されたのであります。(拍手)

また、三十年には、ソビエト訪問国会議員団に議員団に加わり、ソビエト、中東欧諸国を歴訪して、その見聞を広められたのであります。

大西君は、若い世代を指導するにふさわしい、きわめて誠実温厚な人柄でありました。その反面、内に激しい氣魄を蔵し、世の毀譽褒貶にかかわらず、自己の正しいと信ずる道をどこまでも邁進するといふ、かたい信念の人であつたのであります。かの日教組の結成に際し、幾多の困難を克服して、ついにその成功をおさめ、また、従来革新陣営の進出困難と目されていた兵庫第一四区から初めて社会党議員として

当選の栄えになられたのも、初志を貫徹せんばやまざる君のこの強い性格を物語るものと存するのであります。

君は、昨年夏、国会終了後、郷里において国会報告の遊説中病にかかり、姫路日赤病院に入院され、その後、東京において、ひたすら静養に努めておられたのであります。ついに御本復を見るに至らなかつたことは、返す返すも残念しくくに存する次第であります。(拍手)

第三十三回、第三十四回国会の召集の日に、病床より看護婦につき添われ登院された君の姿は、見る目も痛々しかつたと何つておりますが、議員の職務にあくまで忠実ならんとする君の旺盛な責任感には強く心を打たれ、痛恨いよいよ限らないものを覚える次第であります。(拍手)

申すまでもなく、一國の文教は國の将来をも左右する重大な問題であります。現下の複雑な社会情勢にかんがみ、教育に豊富な知識経験と強い信念とを有する大西君のごとき有為の士を失いましたことは、わが国教育界にとり、はた國家にとつて、一大損失と申さなければなりません。しかも、君は、よわいまだ五十に満たず、政治家としての眞の活躍は今後に約束されていたのであります。君の長逝は惜しみても余りありと申さなければなりません。

ここに、いささか君が生前の人となりをしのび、心から御冥福を祈りまして、追悼の言葉といたす次第であります。(拍手)

元参議院議長河井瀧八君逝去につ
き院議をもつて弔詞を贈呈する
こととし、その文案は議長に一
任するの件(議長発議)

○議長(清瀬一郎君) さらに御報告申
し上げることがあります。

昨二十一日、元参議院議長河井瀧八
君が、にわかにな去せられました。ま
ことに痛惜哀悼の至りにたえません。
つきましては、本院は院議をもつて
弔詞を贈呈いたしたいと存じます。な
お、この文案は議長に一任せられたい
と存じますが、これに御異議ございま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認
めます。よって、さよう決定いたしま
した。

つきましては、議長の手元において
起草いたしました文案を朗読いたしま
す。

衆議院は多年憲政のため尽力し、さ
に参議院議長にあられた従
二位勲一等河井瀧八君の長逝を哀悼
しつつ弔詞を贈呈させていただきます
この弔詞の贈呈方は議長において取
り計らいます。

日程第一 モーターボート競走法
の一部を改正する法律の一部を
改正する法律案(第三十四回国
会、内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第一、モー
ターボート競走法の一部を改正する法
律の一部を改正する法律案を議題とい
たします。

モーターボート競走法の一部を改
正する法律の一部を改正する法律
案

右
国会に提出する。

昭和三十五年六月二十三日

内閣総理大臣 岸 信介

モーターボート競走法の一部を
改正する法律の一部を改正する
法律

モーターボート競走法の一部を改
正する法律(昭和三十二年法律第百
七十号)の一部を次のように改正す
る。
附則第十一项中「三年」を「四年」に
改める。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

理由

公営競技に関する最近の情勢にか
んがみ、モーターボート競走法によ
る造船関係事業及び海難防止事業の
振興に関する現行制度を、差し当た
り昭和三十六年九月三十日まで引き
続き存続させる必要がある。これが、
この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を
求めます。運輸委員会理事天野公義
君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔天野公義君登壇〕

○天野公義君 たいま議題となりま
したモーターボート競走法の一部を改
正する法律の一部を改正する法律案に
ついて、運輸委員会における審査の経
過並びに結果を御報告申し上げます。
まず、本法案の趣旨を簡単に御説明
いたします。

現行法によるモーターボート競走に
よって、その売上金の一部を全国モー
ターボート競走連合会を通じて造船
関係事業及び海難防止事業に貸し付
け、または補助金として交付する制度
は、昭和三十三年の同法の一部改正に
おいて同法に取り入れられたものであ
りますが、その際、この制度の存続期間
は一応三年とし、その後の措置につい
ては、さらに検討の上決定するとい
う趣旨で、昭和三十五年十月一日以後は
別に法律で定めるところによるものと
規定されているのであります。しかし
ながら、公営競技につきましては、最
近における諸般の情勢にかんがみま
して、その存続自体について根本的に検
討を加える段階にきておりますので、
この際、とりあえず、現行の制度をさ
らに一年間延長しようとするものであ
ります。

本法案は、去る第三十四回国会に提
出され、政府原案通り起立総員をもつ
て可決すべきものと決しましたが、会
期末の議事の都合により、本会議にお
いて本委員会の閉会中審査案件として
付託されたのであります。

今国会におきましては、七月二十日
政府より提案理由の説明を聴取し、同
日質疑、討論を省略し、直ちに採決の
結果、起立多数をもって政府原案通り
可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしま
す。

本法案の委員長の報告は可決でありま
す。本法案を委員長報告の通り決するに
賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつ
て本法案は委員長報告の通り可決いたし
ました。

日程第二 自転車競技法の一部を
改正する法律の一部を改正する
法律案(第三十四回国会、内閣
提出)

日程第三 小型自動車競走法の一
部を改正する法律の一部を改正
する法律案(第三十四回国会、
内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第二、自転
車競技法の一部を改正する法律の一部

を改正する法律案、日程第三、小型自
動車競走法の一部を改正する法律の一
部を改正する法律案、右両案を一括し
て議題といたします。

自転車競技法の一部を改正する法
律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十五年六月二十三日

内閣総理大臣 岸 信介

自転車競技法の一部を改正する
法律の一部を改正する法律

自転車競技法の一部を改正する法
律(昭和三十三年法律第六十八号)
の一部を次のように改正する。
附則第十七条中「三年」を「四年」に
改める。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

理由

公営競技に関する最近の情勢にか
んがみ、自転車競技法による自転車
等機械関係事業の振興に関する現行
制度を、差し当たり昭和三十六年九
月三十日まで引き続き存続させる必
要がある。これが、この法律案を提
出する理由である。

小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

昭和三十五年六月二十三日 内閣総理大臣 岸 信介

小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律 (昭和三十二年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「三年」を「四年」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

理由

公營競技に関する最近の情勢にかんがみ、小型自動車競走法による日本自転車振興会への交付金に関する現行制度を、差し当たり昭和三十六年九月三十日まで引き続き存続させる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。商工委員会理事長谷川四郎君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔長谷川四郎君登壇〕

○長谷川四郎君 たいま議題となりました自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

○議長(清瀬一郎君) 両案を一括して採決いたします。

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よって、両案とも委員長の報告の通り可決いたしました。

九州地方開発促進法の一部を改正する法律案(第三十四回国会、内閣提出(参議院送付))

○天野公義君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられませんでした。

○議長(清瀬一郎君) 九州地方開発促進法の一部を改正する法律案(第三十四回国会、内閣提出(参議院送付))

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられませんでした。

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よって、両案とも委員長の報告の通り可決いたしました。

九州地方開発促進法の一部を改正する法律案(第三十四回国会、内閣提出(参議院送付))

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられませんでした。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられませんでした。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられませんでした。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられませんでした。

○議長(清瀬一郎君) 九州地方開発促進法の一部を改正する法律案(第三十四回国会、内閣提出(参議院送付))

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられませんでした。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられませんでした。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられませんでした。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられませんでした。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられませんでした。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられませんでした。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられませんでした。

○議長(清瀬一郎君) 九州地方開発促進法の一部を改正する法律案(第三十四回国会、内閣提出(参議院送付))

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられませんでした。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられませんでした。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられませんでした。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられませんでした。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられませんでした。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられませんでした。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられませんでした。

附則中第二項を削り、第三項から第五項までを一項ずつ繰り上げる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の九州地方開発促進法(以下「新法」という)第十二条第二項及び第十三条の規定は、昭和三十五年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和三十四年度分の予算に係る国の負担金又は補助金の経費の金額で翌年度に繰り越したものについては、なお従前の例による。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。国土総合開発特別委員会理事二階堂進君。

〔報告書は会議録に掲載〕

〔二階堂進君登壇〕

○二階堂進君 たいだいま議題となりました九州地方開発促進法の一部を改正する法律案につきまして、国土総合開発特別委員会における審議の経過及びその結果について御報告申し上げます。

本案は、昨年四月一日から施行されております九州地方開発促進法の一部を改正して、今後一そう同地方の開発

事業を促進せんとするものであり、その要旨は、九州地方開発促進計画に基づく事業のうち、重要なものに関する経費にかかわる国の負担割合は、財政再建団体については、通常の国の負担割合より二割引き上げることとし、財政再建団体ではないが、これらの県のうち内閣総理大臣が当該県の財政を勘案して指名する県に対しては、通常の国の負担割合の二割以内において、政令で定める割合だけ引き上げる等であります。

本案は、前国会において衆議院より参議院に送付され、参議院において継続審査となり、本日参議院から本院に送付されたものであります。付託後、直ちに審査に入り、採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、法第十三条に規定する財政再建団体以外の県に対する国の負担割合は、財政再建団体と同程度の財政力の県に対しては、将来、財政再建団体と同率となるよう政府において措置せられたい、との附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○天野公義君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、議院運営委員長提出、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和三十五年七月二十二日

提出者

議院運営委員長 荒松清十郎

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中国立国会図書館支部調達庁図書館の項の次に次のように加える。

国立国会図書館支部
行政管理庁図書館

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

行政管理庁に国立国会図書館支部図書館を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、二十四万円であつて昭和三十五年度予算に計上済みである。

○議長(清瀬一郎君) 提出者の趣旨弁明を許します。議院運営委員長 荒松清十郎

〔長谷川峻君登壇〕

○長谷川峻君 たいだいま議題となりました国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案の提案の趣旨について御説明申し上げます。

本法律案の内容は、今般新たに行政管理庁に国立国会図書館支部行政管理庁図書館を設置しようとするものであります。

これにつきましては、かねて行政管理庁長官から申請がございましたが、今般、同庁の昭和三十五年度予算にこれに要する経費二十四万円が計上されまして、支部図書館を設置する態勢が整いましたので、本日の議院運営委員会におきまして、全会一致をもって本法律案を起草提出いたしました次第でございます。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

内閣委員会外十五常任委員会並びに公職選挙法改正に関する調査特別委員会、科学技術振興対策特別委員会及び国土総合開発特別委員会における閉会中審査の件(議長発議)

○議長(清瀬一郎君) お諮りいたします。

内閣委員会外十五常任委員会並びに公職選挙法改正に関する調査特別委員会、科学技術振興対策特別委員会及び国土総合開発特別委員会から、ただいま朗読いたします各案件について、閉会中審査したいとの申し出があります。参事をしてその案件を朗読いたします。

〔参事朗読〕

内閣委員会

- 一、防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十四回国会法第三二二号)
- 二、自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十四回国会法第三三三号)
- 三、行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十四回国会法第一〇四号)

四、総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十四回国会法第一五四号)

五、特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法案(内閣提出、第三十四回国会法第一五五号)

六、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(石橋政嗣君外二十名提出、第三十三回国会法第六九号)

七、地盤沈下対策特別措置法案(松前重義君外二十一名提出、第三十三回国会法第二二二号)

八、石炭産業会議設置法案(武藤武雄君外八名提出、第三十四回国会法第二八号)

九、連合国占領軍等の行為による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案(石橋政嗣君外八名提出、第三十四回国会法第三九号)

一〇、恩給法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案(大野伴陸君外七名提出、第三十四回国会法第四五号)

一一、恩給法等の一部を改正する法律案(大野伴陸君外六名提出、第三十四回国会法第四六号)

一二、昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の

年額の改定に関する法律案(大野伴陸君外六名提出、第三十四回国会法第四七号)

一三、行政機構並びにその運営に関する件

一四、恩給及び法制一般に関する件

一五、国の防衛に関する件

一六、公務員の制度及び給与に関する件

一七、榮典制度調査並びに榮典法案起草に関する件

地方行政委員会

一、地方自治に関する件

二、地方財政に関する件

三、警察に関する件

四、消防に関する件

裁判所の司法行政に関する件

二、法務行政及び檢察行政に関する件

三、国内治安及び人権擁護に関する件

るの件(第三十四回国会法第一二二号)

三、国際情勢に関する件

大蔵委員会

一、所得税法の一部を改正する法律案(佐藤謙次郎君外十二名提出、第三十一回国会法第六九号)

二、所得税法の一部を改正する法律案(平岡忠次郎君外六名提出、第三十一回国会法第五九号)

三、日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十四回国会法第五六号)

四、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出、第三十四回国会法第七九号)

五、国の会計に関する件

六、税制に関する件

七、金融に関する件

八、証券取引に関する件

九、外国為替に関する件

一〇、国有財産に関する件

一一、専売事業に関する件

一二、印刷事業に関する件

一三、造幣事業に関する件

文教委員会

一、教育、学術、文化及び宗教に関する件

社会労働委員会

一、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(勝岡田清

一君外十四名提出、第三十一回国会法第七七号)

二、地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案(勝岡田清一君外十四名提出、第三十一回国会法第八八号)

三、失業保険金の給付日数に関する臨時措置法案(多賀谷貞君外十三名提出、第三十一回国会法第九九号)

四、健康保険法、労働者災害補償保険法、失業保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案(多賀谷貞君外十三名提出、第三十一回国会法第六一七号)

五、政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律案(五島虎雄君外十三名提出、第三十一回国会法第六二二号)

六、職業訓練法の一部を改正する法律案(五島虎雄君外十三名提出、第三十一回国会法第六五七号)

七、労働関係訴訟における労働組合の当事者資格に関する法律案(堤ツルヨ君外三名提出、第三十四回国会法第一号)

八、労働基準法の一部を改正する法律案(堤ツルヨ君外二名提出、第三十四回国会法第二号)

九、健康保険法等の一部を改正する法律案(滝井義高君外十六名提出、第三十四回国会衆議院第四号)

一〇、最低賃金法案(大原亨君外十名提出、第三十四回国会衆議院第三四号)

一一、港湾労働者の雇用安定に関する法律案(五島虎雄君外十名提出、第三十四回国会衆議院第三七号)

一二、労働組合法の一部を改正する法律案(堤ツルヨ君外二名提出、第三十四回国会衆議院第三八号)

一三、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(大野伴陸君外七名提出、第三十四回国会衆議院第四八号)

一四、厚生関係及び労働関係の基本施策に関する件

一五、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件

一六、労使関係、労働基準及び雇

用・失業対策に関する件

農林水産委員会

一、農家負債整理資金融通特別措置法案(芳賀貢君外十名提出、第三十一回国会衆議院第二号)

二、飼料需給安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十三名提出、第三十一回国会衆議院第四一号)

三、農産物価格安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十三名提出、第三十一回国会衆議院第四二号)

四、水産業改良助長法案(赤路友藏君外十六名提出、第三十二回国会衆議院第四五号)

五、果樹農業振興特別措置法案(内閣提出、第三十四回国会衆議院第四五号)

六、農地法の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十四回国会衆議院第一二五号)

七、農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十四回国会衆議院第一二六号)

八、農林水産業の振興に関する件

九、農林水産物に関する件

一〇、農林水産業団体に

関する件

農林水産金融に関する件

一一、農林漁業災害に関する件

一二、農林漁業災害に関する件

四、通商産業の基本施策に関する件

五、経済総合計画に関する件

六、公益事業に関する件

七、鉱工業に関する件

八、商業に関する件

九、通商に関する件

一〇、中小企業に関する件

一一、特許に関する件

一二、私的独占の禁止及び公正取引に関する件

一三、鉱業と一般公益との調整等に関する件

運輸委員会

一、陸運に関する件

五、電気通信に関する件

六、電波監理及び放送に関する件

建設委員会

一、街燈整備促進法案(川村謙義君外十六名提出、第三十四回国会衆議院第四一号)

二、日本住宅公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十四回国会衆議院第一二二号)

三、地代家賃統制令の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十四回国会衆議院第一三六号)

四、公共施設の整備に関する市街地の改造に関する法律案(内閣提出、第三十四回国会衆議院第一四〇号)

五、国土計画に関する件

六、都市計画に関する件

七、災害対策に関する件

八、道路、河川及び住宅に関する件

予算委員会

一、予算の実施状況に関する件

昭和三十三年度一般会計歳入歳出決算

昭和三十三年度特別会計歳入歳出決算

昭和三十三年度国税収納金整理資金受払計算書

昭和三十三年度政府関係機関決算書

昭和三十三年度国有財産増減及び現在総額計算書

昭和三十三年度国有財産増減及び現在総額計算書

昭和三十三年度国有財産無償貸付状況計算書

昭和三十三年度国有財産無償貸付状況計算書

昭和三十三年度国有財産増減及び現在総額計算書

昭和三十三年度国有財産増減及び現在総額計算書

昭和三十三年度国有財産増減及び現在総額計算書

昭和三十三年度国有財産増減及び現在総額計算書

昭和三十三年度国有財産無償貸付状況計算書

昭和三十三年度国有財産増減及び現在総額計算書

昭和三十三年度国有財産増減及び現在総額計算書

昭和三十三年度国有財産増減及び現在総額計算書

昭和三十三年度国有財産増減及び現在総額計算書

昭和三十三年度国有財産増減及び現在総額計算書

昭和三十三年度国有財産増減及び現在総額計算書

昭和三十三年度国有財産増減及び現在総額計算書

昭和三十三年度国有財産増減及び現在総額計算書

昭和三十三年度国有財産増減及び現在総額計算書

昭和三十三年度国有財産増減及び現在総額計算書

昭和三十五年七月二十二日 衆議院会議録第五号(その一) 各委員会における閉会中審査の件

昭和三十三年七月二十二日 衆議院會議録第五号(その一) 事務総長辞任の件 事務総長の選挙 会期終了の議長のあいさつ 朗読を省略した議長の報告

三、衆議院議員選挙区審査会設置法案(島上善五郎君外六名提出、第三十四回国会衆議院第三三三号)

四、公職選挙法改正に関する件

科学技術振興対策特別委員会
一、原子力損害の賠償に関する法律案(内閣提出、第三十四回国会閣法第一三三三号)

二、科学技術振興対策に関する件
国土総合開発特別委員会

一、東北開発促進法の一部を改正する法律案(日野吉夫君外二十三名提出、第三十一回国会衆議院第六四号)

二、有明海開発促進法案(井手以誠君外二十四名提出、第三十四回国会衆議院第四三三三号)

三、国土総合開発に関する件
○議長(清瀬一郎君) たいだい文朗読しました諸案件につき各委員会において閉会中審査するに御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、さより決定いたしました。

事務総長辞任の件

○議長(清瀬一郎君) この際、お諮りいたしますことがございます。

事務総長鈴木隆夫君より事務総長を辞任したいとの申し出があります。

これを許可するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

事務総長の選挙

○議長(清瀬一郎君) つきましては、この際、事務総長の選挙を行ないます。

○天野公義君 事務総長の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、事務総長に山崎高君を指名いたします。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 諸君、第三十五回国会は本日をもって終了いたしました。

今国会は、会期五日間でありましたが、召集日には、開会式に引き続いて首班指名を行ない、また、本日は、緊急の諸案件を議決して、よくその成果を上げることができたのであります。これひとえに諸君の御努力、御協力によるものでありまして、ここに衷心より感謝の意を表する次第であります。

暑さのおりから、諸君の御自愛を切に祈るとともに、那家のため今後ますます御活躍あらんことを望んでやみません。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) これにて散会いたします。

午後三時三十八分散会

出席國務大臣

- 法務大臣 小島 徹三君
- 文部大臣 荒木萬壽夫君
- 厚生大臣 中山 マサ君
- 通商産業大臣 石井光次郎君
- 運輸大臣 南 好雄君
- 郵政大臣 鈴木 善幸君
- 自治大臣 山崎 巖君
- 國務大臣 江崎 眞澄君
- 國務大臣 迫水 久常君
- 國務大臣 高橋進太郎君

朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る十八日、本院は第三十五回国会の会期を五日間と議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

(内閣総理大臣指名通知)

一、去る十八日、本院は衆議院議員池田勇人君を内閣総理大臣に指名し、その旨参議院に通知した。

(通知書受領)

一、去る十八日、松野参議院議長から清瀬議長宛、参議院は第三十五回国

会の会期を五日間と議決した旨の通知書を受領した。

一、去る十八日、松野参議院議長から清瀬議長宛、参議院は衆議院議員池田勇人君を内閣総理大臣に指名した旨の通知書を受領した。

(内閣総理大臣指名案上及び通知)

一、去る十八日、国会は衆議院議員池田勇人君を内閣総理大臣に指名したことを奏上し、その旨参議院に通知した。

(要求書受領)

一、去る二十日、内閣から、原子力委員会委員に有澤廣巳君及び木原均君を任命したので、原子力委員会設置法第八条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、国家公安委員会委員に永野重雄君を任命したので、警察法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、運輸審議会委員に片岡義信君及び谷村唯一郎君を任命したので、運輸省設置法第九条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、日本放送協会経営委員会委員に今井道雄君、榎勉君、七里義雄君及び八木宗十郎君を任命したので、放送法第十六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、中央更生保護審査会委員に大塚今比古君を任命したので、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(政府委員承認)

一、去る十八日、清瀬議長は、岸内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

- 内閣官房長官 椎名悦三郎
- 内閣官房副長官 松本 俊一
- 同 小笠 公昭
- 法制局長官 林 修三
- 法制局次長 高辻 正巳
- 総理府総務長官 福田 篤泰
- 総理府総務副長官 佐藤 朝生
- 行政管理政務次官 新井 京太
- 北海道開発政務次官 大森 玉木
- 防衛政務次官 小橋 治和
- 経済企画政務次官 岡部 得三
- 科学技術政務次官 横山 フク
- 法務政務次官 中村 寅太
- 外務政務次官 小林 絹治
- 大蔵政務次官 奥村又十郎
- 同 前田佳都男
- 文部政務次官 宮澤 喜一
- 厚生政務次官 内藤 隆
- 農林政務次官 小枝 一雄
- 同 大野 市郎
- 通商産業政務次官 内田 常雄
- 同 原田 憲
- 運輸政務次官 前田 郁

郵政政務次官 佐藤虎次郎
 労働政務次官 赤澤 正道
 建設政務次官 大沢 雄一
 自治政務次官 丹羽喬四郎

一、去る二十日、清瀬議長は、池田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

内閣官房長官 大平 正芳
 総理府総務長官 藤枝 泉介

(政府委員発令通知受領)

一、岸内閣総理大臣から清瀬議長宛、去る十八日議長において承認した権名悦三郎外二十六名を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛、去る二十日議長において承認した大平正芳外一名を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(応召議員)

一、去る十九日召集に応じた議員は次の通りである。

青森県第二区選出 島口重次郎君
 群馬県第二区選出 長谷川四郎君
 新潟県第二区選出 井伊 誠一君

(常任委員長辞任)
 一、去る十九日、議長において、次の常任委員長の辞任を許可した。

文教委員長 大平 正芳君

(理事補欠選任)
 一、去る二十日、外務委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 竹内 敏吉君(理事竹内敏吉君去る五月二十六日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る十九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員
 生田 宏一君 入田 貞義君
 地方行政委員
 鈴木 善幸君 山崎 巖君
 法務委員
 小島 徹三君 竹山祐太郎君
 中村 梅吉君 南條 徳男君
 濱田 正信君 吉田 茂君
 小澤 貞孝君 久野 忠治君
 二階堂 進君 松田 鐵藏君
 大蔵委員
 荒木萬壽夫君 藤枝 泉介君
 文教委員
 大野 伴陸君 大平 正芳君
 社会労働委員
 農林水産委員
 松田 鐵藏君 中村 梅吉君
 商工委員
 江崎 真澄君 南 好雄君
 運輸委員
 通信委員
 飯塚 定輔君 楠本登美三郎君
 廣瀬 正雄君 吉川 兼光君
 建設委員
 予算委員
 石井光次郎君 石橋 湛山君
 川島正次郎君 久野 忠治君

小坂善太郎君 河野 一郎君
 齋藤 邦吉君 高崎達之助君
 保利 茂君 松村 謙三君
 水田三喜男君 竹山祐太郎君
 決算委員
 小山 長規君
 懲罰委員
 天野 光晴君 押谷 富三君
 鍛冶 良作君 小島 徹三君
 河本 敏夫君 佐々木盛雄君
 田中伊三次君 高橋 禎一君
 服部 安司君 濱野 清吾君

一、去る二十日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員
 小金 義照君 橋本 正之君
 門司 亮君 大久保留次郎君
 大倉 三郎君
 地方行政委員
 龜山 孝一君 平塚常次郎君
 法務委員
 濱田 正信君 石橋 湛山君
 文教委員
 濱野 清吾君 大野 伴陸君
 社会労働委員
 大橋 武夫君 千葉 三郎君
 農林水産委員
 安倍晋太郎君 天野 光晴君
 河野 一郎君 吉田 茂君
 商工委員
 田中 彰治君 川崎末五郎君
 建設委員
 砂原 格君 受田 新吉君
 佐藤 榮作君

予算委員
 久野 忠治君 松村 謙三君
 決算委員
 大久保留次郎君 大倉 三郎君
 千葉 三郎君 平塚常次郎君
 増田甲子七君 山口喜久一郎君
 大橋 武夫君 龜山 孝一君
 久野 忠治君 小島 義照君
 砂原 格君 橋本 正之君
 懲罰委員
 石橋 湛山君 大野 伴陸君
 河野 一郎君 佐藤 榮作君
 松村 謙三君 吉田 茂君
 池田 禎治君 久野 忠治君
 鍛冶 良作君 押谷 富三君
 濱野 清吾君 増田甲子七君
 山口喜久一郎君 大野 幸一君

一、昨二十一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

農林水産委員
 安倍晋太郎君 天野 光晴君
 大野 市郎君 小枝 一雄君

一、今二十二日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員
 岡崎 英城君 前田 郁君
 地方行政委員
 飯塚 定輔君 中村 寅太郎君
 吉田 重延君
 法務委員
 新井 京太郎君 菅野和太郎君
 村上 勇君

外務委員

池田正之輔君 佐々木盛雄君
 大蔵委員
 小山 長規君 西村 英一君
 文教委員
 簡牛 九夫君 内藤 隆君
 社会労働委員
 大坪 保雄君 田中 正巳君
 農林水産委員
 秋山 利恭君 今井 耕君
 田口長治郎君 水田 亮一君
 丹羽 兵助君 本名 武君
 三和 精一君
 商工委員
 小川 平二君 岡本 茂君
 西村 直己君
 運輸委員
 宇田 國榮君 三木 武夫君
 村瀬 宣親君 山田 彌一君
 通信委員
 秋田 大助君 武知 勇記君
 建設委員
 木村 守江君 林 唯義君
 松澤 雄藏君
 予算委員
 小枝 一雄君 岡東 英雄君
 福永 健司君 山口六郎次君
 決算委員
 大倉 三郎君 大野 市郎君
 鹿野 彦吉君
 議院運営委員
 飯塚 定輔君 菅家 喜六君
 佐々木盛雄君 長谷川 峻君

昭和三十三年七月二十二日 衆議院会議録第五号(その二) 朗読を省略した議長長の報告

昭和三十三年七月二十二日 衆議院會議録第五号(その一) 朗読を省略した議長の報告

松澤 雄藏君 三和 精一君
懲罰委員 権名悦三郎君
(常任委員補欠選任)
一、去る十九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

- 内閣委員 岡部 得三君 前田 郁君
- 地方行政委員 中村 寅太君 丹羽喬四郎君
- 法務委員 村上 勇君 久野 忠治君
- 村 上 鐵藏君 菅野和太郎君
- 二階堂 進君 新井 京太君
- 吉川 兼光君 竹山祐太郎君
- 濱田 正信君 中村 梅吉君
- 大蔵委員 福田 篤泰君 奥村又十郎君
- 文教委 内藤 隆君 松田竹千代君
- 社会労働委員 農林水産委員 小林 絹治君
- 中村 梅吉君 松田 鐵藏君
- 商工委員 原田 憲君 内田 常雄君
- 運輸委員 川島正次郎君 大森 玉木君
- 通信委員 高崎達之助君 小澤 貞幸君
- 建設委員 川崎末五郎君 佐藤虎次郎君
- 予算委員 松野 頼三君 小枝 一雄君
- 波邊 良夫君 竹山祐太郎君
- 中曾根康弘君 松本 俊一君

橋本 渡君 赤城 宗徳君
福田 赴夫君 河本 敏夫君
藤山愛一郎君 久野 忠治君
決算委員 大野 市郎君
懲罰委員 石橋 湛山君 松村 謙三君

- 保利 茂君 岸 信介君
- 権名悦三郎君 益谷 秀次君
- 佐藤 榮作君 吉田 茂君
- 大野 伴陸君 河野 一郎君
- 一、去る二十日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
- 内閣委員 大倉 三郎君 大久保留次郎君
- 受田 新吉君 橋本 正之君
- 小金 義照君
- 地方行政委員 平塚常次郎君 亀山 幸一君
- 法務委員 石橋 湛山君 濱田 正信君
- 文教委 大野 伴陸君 濱野 清吾君
- 社会労働委員 千葉 三郎君 大橋 武夫君
- 農林水産委員 吉田 茂君 河野 一郎君
- 天野 光晴君 安倍晋太郎君
- 商工委員 川崎末五郎君 田中 彰治君
- 建設委員 佐藤 榮作君 武藤 武雄君
- 砂原 格君
- 予算委員 松村 謙三君 久野 忠治君

決算委員 橋本 正之君 小金 義照君
大橋 武夫君 亀山 幸一君
久野 忠治君 砂原 格君
千葉 三郎君 平塚常次郎君
増田甲子七君 大倉 三郎君
山口喜久一郎君 大久保留次郎君

- 懲罰委員 押谷 富三君 濱野 清吾君
- 田中伊三次君 砂原 格君
- 久野 忠治君 鍛冶 良作君
- 大野 幸一君 増田甲子七君
- 山口喜久一郎君 石橋 湛山君
- 吉田 茂君 河野 一郎君
- 大野 伴陸君 松村 謙三君
- 佐藤 榮作君 片山 哲君
- 一、昨二十一日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
- 農林水産委員 大野 市郎君 小枝 一雄君
- 安倍晋太郎君 天野 光晴君
- 一、今二十二日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
- 内閣委員 林 唯義君 池田正之輔君
- 地方行政委員 西村 英一君 佐々木盛雄君
- 村 上 勇君
- 法務委員 宇田 國策君 三和 精一君
- 山口六郎次君
- 外務委員 本名 武君 三木 武夫君

大蔵委員 権名悦三郎君 内藤 隆君
文教委 松澤 雄藏君 秋田 大助君
社会労働委員 簡牛 九夫君 吉田 重延君

- 農林水産委員 大野 市郎君 久野 忠治君
- 小枝 一雄君 内藤 隆君
- 中村 寅太君 小山 長規君
- 寺島隆太郎君
- 商工委員 菅野和太郎君 岡崎 英城君
- 田口長治郎君
- 運輸委員 前田 郁君 永田 亮一君
- 秋山 利恭君 荒松清十郎君
- 通信委員 小川 平二君 飯塚 定輔君
- 建設委員 瀬戸山三男君 大倉 三郎君
- 新井 京太君
- 予算委員 植木庚子郎君 田中 正巳君
- 岡本 茂君 丹羽 兵助君
- 今井 耕君 大坪 保雄君
- 山田 彌一君
- 議院運営委員 周東 英雄君 久野 忠治君
- 福永 健司君 二階堂 進君
- 村瀬 宣親君 佐藤虎次郎君
- 懲罰委員 武知 勇記君

(特別委員選任)
一、去る十八日、議長において、次の通り特別委員を指名した。
公職選挙法改正に関する調査特別委員

- 岡崎 英城君 加藤 高藏君
- 鍛冶 良作君 倉成 正君
- 藏内 修治君 田中 正巳君
- 高橋 英吉君 高橋清一郎君
- 高橋 禎一君 中井 一夫君
- 服部 安司君 古川 文吉君
- 三田村武夫君 南 好雄君
- 吉田 重延君 早稲田柳右門君
- 柏 正男君 島上善五郎君
- 滝井 義高君 中井徳次郎君
- 堀 昌雄君 八木 昇君
- 安井 吉典君 門司 亮君
- 山下 榮二君
- 科学技術振興対策特別委員 秋田 大助君 天野 公義君
- 小川 平二君 木倉和一郎君
- 小坂善太郎君 小平 久雄君
- 正力松太郎君 西村 英一君
- 橋本 正之君 平野 三郎君
- 保科善四郎君 細田 義安君
- 前田 正男君 南 好雄君
- 村瀬 宣親君 八木 徹雄君
- 石川 次夫君 石野 久男君
- 大原 亨君 岡 良一君
- 岡本 隆一君 原 茂君
- 松前 重義君 内海 清君
- 北條 秀一君
- 国土総合開発特別委員 秋田 大助君 池田 清志君

亀山 孝一君 木村 守江君
志賀健次郎君 島村 一郎君
進藤 一馬君 田中 榮一君
寺島隆太郎君 二階堂 進君
丹羽 兵助君 野田 武夫君
濱田 幸雄君 松澤 雄藏君
松田 鐵藏君 山村新治郎君
足鹿 覺君 石山 權作君
片島 港君 東海林 稔君
田中 武夫君 志賀 貢君
長谷川 保君 小松信太郎君
中村 時雄君

(特別委員長互選)

一、去る十八日、特別委員会において、委員長互選の結果、次の通り当選した。
公職選挙法改正に関する調査特別委員長
高橋 英吉君
科学技術振興対策特別委員長
村瀬 宣親君
国土総合開発特別委員長
寺島隆太郎君

(理事互選)

一、去る十八日、特別委員会において、理事互選の結果、次の通り当選した。
公職選挙法改正に関する調査特別委員会
理事
加藤 高蔵君 鍛冶 良作君
中井 一夫君 古川 丈吉君
南 好雄君 島上善五郎君

中井徳次郎君 山下 榮二君
科学技術振興対策特別委員会
理事
小坂善太郎君 西村 英一君
平野 三郎君 保科善四郎君
前田 正男君 石野 久男君
岡 良一君 北條 秀一君
国土総合開発特別委員会
理事
二階堂 進君 野田 武夫君
濱田 幸雄君 松田 鐵藏君
山村新治郎君 足鹿 覺君
石山 權作君 中村 時雄君

(理事補欠選任)

一、去る二十日、公職選挙法改正に関する調査特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
理事 押谷 富三君(理事南好雄君去る十九日委員辞任につきその補欠)

(特別委員辞任)

一、去る十八日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
国土総合開発特別委員
小松信太郎君
一、去る十九日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
公職選挙法改正に関する調査特別委員
南 好雄君

一、去る二十日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
科学技術振興対策特別委員
正力松太郎君 中曾根康弘君
大島 秀一君 岡本 茂君
(特別委員補欠選任)
一、去る十八日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
国土総合開発特別委員
竹谷源太郎君
一、去る十九日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
公職選挙法改正に関する調査特別委員
押谷 富三君
科学技術振興対策特別委員
内田 常雄君 中曾根康弘君
一、去る二十日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
科学技術振興対策特別委員
岡本 茂君 大島 秀一君
中曾根康弘君 正力松太郎君

(議案提出)

一、去る十九日議員から提出した議案は次の通りである。
国会正常化に関する決議案(水谷長三郎君外四名提出)
一、今二十二日委員長から提出した議案は次の通りである。
国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

(議案受領)
一、今二十二日参議院から受領した同院總統審査案は次の通りである。
九州地方開発促進法の一部を改正する法律案
(条約付託)
一、去る十八日委員会に付託された今国会継続の条約は次の通りである。
国際法定計量機關を設立する条約の締結について承認を求めの件(第三十四回国会条約第九号)
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めの件(第三十四回国会条約第一号)
以上二件 外務委員会 付託

(議案付託)

一、去る十八日委員会に付託された今国会継続の議案は次の通りである。
駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(石橋政嗣君外二十名提出、第三十一回国会衆法第六九号)
地盤沈下対策特別措置法案(松前重義君外二十一名提出、第三十三回国会衆法第二二号)
石炭産業会議設置法案(武藤武雄君外八名提出、第三十四回国会衆法第二八号)
連合国占領軍等の行為による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案(石橋政嗣君外八名提出、第三十三回国会衆法第三九号)
恩給法の一部を改正する法律案(大野伴陸君外九名提出、第三十四回国会衆法第四五号)
恩給法等の一部を改正する法律案(大野伴陸君外八名提出、第三十四回国会衆法第四六号)
昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案(大野伴陸君外八名提出、第三十四回国会衆法第四七号)
防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十四回国会法第三二号)
自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十四回国会法第三三号)
行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十四回国会法第一〇四号)
總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十四回国会法第一五四号)
特殊海軍損害の賠償の請求に関する特別措置法案(内閣提出、第三十四回国会法第一五五号)
以上十二件 内閣委員会 付託
所得税法の一部を改正する法律案(佐藤観次郎君外十二名提出、第三十一回国会衆法第六号)

律案(石橋政嗣君外八名提出、第三十四回国会衆法第三九号)
恩給法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案(大野伴陸君外九名提出、第三十四回国会衆法第四五号)
恩給法等の一部を改正する法律案(大野伴陸君外八名提出、第三十四回国会衆法第四六号)
昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案(大野伴陸君外八名提出、第三十四回国会衆法第四七号)
防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十四回国会法第三二号)
自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十四回国会法第三三号)
行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十四回国会法第一〇四号)
總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十四回国会法第一五四号)
特殊海軍損害の賠償の請求に関する特別措置法案(内閣提出、第三十四回国会法第一五五号)
以上十二件 内閣委員会 付託
所得税法の一部を改正する法律案(佐藤観次郎君外十二名提出、第三十一回国会衆法第六号)

昭和三十三年七月二十二日 衆議院會議録第五号(その一) 朗読を省略した議長の報告

所得税法の一部を改正する法律案
 (平岡忠次郎君外六名提出、第三十
 一回国会衆法第五九号)

日本開発銀行法の一部を改正する法
 律案(内閣提出、第三十四回国会
 衆法第五六号)

国際開發協會への加盟に伴う措置に
 関する法律案(内閣提出、第三十四
 回国会衆法第七九号)

以上四件 大蔵委員会 付託

公共企業体等労働関係法の一部を改
 正する法律案(勝岡田清一君外十四
 名提出、第三十一回国会衆法第七
 号)

地方公営企業労働関係法の一部を改
 正する法律案(勝岡田清一君外十四
 名提出、第三十一回国会衆法第八
 号)

失業保険金の給付日数に関する臨時
 措置法案(多賀谷貞君外十三名提
 出、第三十一回国会衆法第九号)

健康保険法、労働者災害補償保険
 法、失業保険法及び厚生年金保険法
 の一部を改正する法律案(多賀谷貞
 君外十三名提出、第三十一回国会
 衆法第六一号)

政府に対する不正手段による支払請
 求の防止等に関する法律を廃止する
 法律の一部を改正する法律案(五島
 虎雄君外十三名提出、第三十一回
 国会衆法第六二号)

職業訓練法の一部を改正する法律案
 (五島虎雄君外十三名提出、第三十
 一回国会衆法第六五号)

労働関係訴訟における労働組合の当
 事者適格に関する法律案(堤ツルヨ
 君外三名提出、第三十四回国会衆法
 第一号)

労働基準法の一部を改正する法律案
 (堤ツルヨ君外二名提出、第三十四
 回国会衆法第二号)

健康保険法等の一部を改正する法律
 案(滝井義高君外十六名提出、第三
 十四回国会衆法第四号)

最低賃金法案(大原享君外十名提出、
 第三十四回国会衆法第三四号)

港湾労働者の雇用安定に関する法律
 案(五島虎雄君外十名提出、第三十
 四回国会衆法第三七号)

労働組合法の一部を改正する法律案
 (堤ツルヨ君外二名提出、第三十四
 回国会衆法第三八号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部
 を改正する法律案(大野伴陸君外九
 名提出、第三十四回国会衆法第四八
 号)

以上十三件 社会労働 付託
 委員会

農家負債整理資金融通特別措置法案
 (芳賀貢君外十名提出、第三十一回
 国会衆法第二号)

飼料需給安定法の一部を改正する法
 律案(芳賀貢君外十三名提出、第三
 十一回国会衆法第四一号)

農産物価格安定法の一部を改正する
 法律案(芳賀貢君外十三名提出、第
 三十一回国会衆法第四二号)

水産業改良助長法案(赤路友藏君外
 十六名提出、第三十一回国会衆法第
 四五号)

果樹農業振興特別措置法案(内閣
 提出、第三十四回国会衆法第四五
 号)

農地法の一部を改正する法律案(内
 閣提出、第三十四回国会衆法第一二
 五号)

農業協同組合法の一部を改正する法
 律案(内閣提出、第三十四回国会衆
 法第一二六号)

以上七件 農林水産委員会 付託

海外経済協力基金法案(内閣提出、
 第三十四回国会衆法第八八号)

割賦販売法案(内閣提出、第三十四
 回国会衆法第一一八号)

輸出入取引法の一部を改正する法律
 案(内閣提出、第三十四回国会衆法
 第一一九号)

自転車競技法の一部を改正する法律
 案の一部を改正する法律案(内閣提
 出、第三十四回国会衆法第一五一
 号)

小型自動車競走法の一部を改正する
 法律の一部を改正する法律案(内閣
 提出、第三十四回国会衆法第一五二
 号)

以上五件 商工委員会 付託

モーターボート競走法の一部を改正
 する法律の一部を改正する法律案
 (内閣提出、第三十四回国会衆法第
 一五三号) 運輸委員会 付託

郵便局舎等整備促進法案(森本靖君
 外九名提出、第三十四回国会衆法第
 五号) 通信委員会 付託

街燈整備促進法案(川村誠義君外十
 六名提出、第三十四回国会衆法第四
 一号)

日本住宅公団法の一部を改正する法
 律案(内閣提出、第三十四回国会衆
 法第一二二号)

地代家賃統制令の一部を改正する法
 律案(内閣提出、第三十四回国会衆
 法第一三六号)

公共施設の整備に関する市街地の
 改造に関する法律案(内閣提出、第
 三十四回国会衆法第一四〇号)

以上四件 建設委員会 付託

昭和三十三年度一般会計歳入歳出決
 算

昭和三十三年度特別会計歳入歳出決
 算

昭和三十三年度国税収納金整理資金
 受払計算書

昭和三十三年度政府関係機関決算
 書

昭和三十三年度国有財産増減及び現
 在額総計算書

昭和三十三年度国有財産無償貸付状
 況総計算書

昭和三十三年度物品増減及び現在額
 総計算書 決算委員会 付託

国会の審議権の確保のための秩序保
 持に関する法律案(第三十三回国会
 衆法第二二号、第三十四回国会参議
 院送付 議院運営委員会 付託

公職選挙法の一部を改正する法律案
 (島上善五郎君外六名提出、第三十
 四回国会衆法第三二一号)

政治資金規正法の一部を改正する法
 律案(島上善五郎君外六名提出、第
 三十四回国会衆法第三二二号)

衆議院議員選挙区審査会設置法案
 (島上善五郎君外六名提出、第三十
 四回国会衆法第三三三号)

以上三件 公職選挙法改正
 に関する調査特
 別委員会 付託

原子力損害の賠償に関する法律案(内
 閣提出、第三十四回国会衆法第一
 三三三号) 科学技術振興対
 策特別委員会 付託

東北開発促進法の一部を改正する法
 律案(日野吉夫君外二十二名提出、
 第三十一回国会衆法第六四号)

有明海開発促進法案(井手以誠君外
 二十四名提出、第三十四回国会衆法
 第四三三号)

以上二件 国土総合開発
 特別委員会 付託

一、去る十八日委員会に付託された第
 三十四回国会提出の議案は次の通り
 である。

日本放送協会昭和三十三年度財産目
 録、貸借対照表及び損益計算書 通信委員会 付託

一、今二十二日委員会に付託された議
 案は次の通りである。

九州地方開発促進法の一部を改正す
 る法律案(第三十四回国会内閣提出
 第一三三九号)(参議院送付)

国土総合開発特別委員会 付託

(議案送付)

一、今二十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

(議案についての申入)

一、去る二十日、池田内閣総理大臣から、議案について次の申入書を受領した。

内閣閣甲第六七号

昭和三十五年七月二十日

内閣総理大臣 池田 勇人

衆議院議長清瀬一郎殿

第三十四回国会に前内閣総理大臣から提出し、貴院において継続審査中の別紙(イ)の法律案及び条約は、その審議をすすめられるようお取り計らい願います。

なお、参議院において継続審査中の内閣提出の法律案について、同院議長に対し、別紙(ロ)のとおり申出をいたしましたから、よろしくお願いたします。

別紙(イ)

第三十四回国会に提出したもの

一、防衛庁設置法の一部を改正する法律案

一、自衛隊法の一部を改正する法律案

一、果樹農業振興特別措置法案
一、日本開発銀行法の一部を改正する法律案

一、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律案

一、海外経済協力基金法案

一、行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案

一、割賦販売法案

一、輸出入取引法の一部を改正する法律案

一、日本住宅公団法の一部を改正する法律案

一、農地法の一部を改正する法律案

一、農業協同組合法の一部を改正する法律案

一、原子力損害の賠償に関する法律案

一、地家賃統制令の一部を改正する法律案

一、公共施設の整備に関する市街地の改造に関する法律案

一、自動車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

一、小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

一、モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

一、総理府設置法の一部を改正する法律案

一、特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法案

一、国際法定計量機関を設立する条約の締結について承認を求めめるの件

一、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めめるの件

別紙(ロ)

内閣閣甲第六七号

昭和三十五年七月二十日

内閣総理大臣 池田 勇人

参議院議長松野鶴平殿

第三十一回国会及び第三十四回国会に前内閣総理大臣から衆議院に提出し、同院から貴院に送付された別紙(イ)の法律案及び第三十四回国会に貴院に提出した別紙(ロ)の法律案は、その審議をすすめられるようお取り計らい願います。

なお、衆議院において継続審査中の内閣提出の法律及び条約について、同院議長に対し、別紙(イ)のとおり申出をいたしましたから、よろしくお願いたします。

別紙(ロ)

第三十一回国会に提出したもの

一、厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案

一、医療法の一部を改正する法律案

一、九州地方開発促進法の一部を改正する法律案

一、九州地方開発促進法の一部を改正する法律案

一、国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

一、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

一、運輸委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二十日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、陸運に関する事項

二、海運に関する事項

三、航空に関する事項

四、日本国有鉄道経営に関する事項

五、港湾に関する事項

六、海上保安に関する事項

七、観光に関する事項

八、気象に関する事項

二、調査の目的

右各事項の実状並びに行政を調査し、その合理化及び振興に関する対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和三十五年七月二十日

運輸委員長 平井 義一

衆議院議長清瀬一郎殿

(答弁書要領)

一、去る十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

第三十四回国会衆議院議員石田有全君提出山林の所有権に関する質問に対する答弁書

山林の所有権に関する質問主意書

右の質問主意書提出する。

昭和三十五年七月五日

提出者 石田 有全

衆議院議長清瀬一郎殿

山林の所有権に関する質問主意書

国有林は、北海道を除き東北地方等積林地帯は多く偏在している。すなわち全国総計四百四十二万町歩のうち、六一・五パーセントに及んでいる。文化にとり残され、経済的にも恵まれず生活を支えるべき山林が国有であることは在住民の生活を脅かす原因であると考えられる。

在住民の天賦の資源として、国有林の払下げ等については、山村民の

昭和三十五年七月二十二日 衆議院会議録第五号(その一) 朗読を省略した議長長の報告

昭和三十三年七月二十二日 衆議院會議録第五号(その二) 閣議を省略した議長の報告

経済的安定を向上のために特に留意すべきである。

現在、新潟県岩船郡朝日村地内の宇、相の又、鈴、嶋海、明味沢等の山林約十町歩について組合有林か固有林かという所有権の紛争が明治四十二年継続せられてきている。

当該山林は、明治八年地引図の作製に當つて所轄大林区署の許可を得ており、さらに明治二十三年に更生図を作製し、同時に登記を完了している。その名義人は高根合資山林会社である、その後、明治四十一年部落有林に登記変更をなしたのであるが、明治四十二年林野局が所有権に疑義ありとして管理権を侵害してきたのである。その際地元民は猛烈に反対し、その後も数回にわたつて抗議を繰り返して、返還を要求して現在に及んでいるが、この間の事情について可及的詳細に回答されたい。

新潟法務局村上登記簿及び村役場の土地台帳では、明治四十一年部落有林に登記変更後、さらに昭和二年旧高根村々有林となり、昭和二十九年町村合併の際に、高根生産森林組合の所有となつてゐる。従つて、従前の地租及び今日の固定資産税は、前記の会社及び組合が納入してゐるのであるから、当然登記簿の登記名義人の所有であると思ふが、政府の見解を伺いたい。

さらに、地租及び昭和二十五年以降創設された固定資産税の納税義務者は、原則として固定資産の所有者である。その所有者は土地については、土地台帳または土地補充課税台帳に所有者として登録されているものである。そこで土地所有権と固定資産税の納税義務の規定と前記の問題との関連について政府の見解を伺いたい。

昭和三十三年七月十九日
内閣総理大臣 岸 信介
衆議院議長清瀬一郎殿
衆議院議員石田有全君提出山林の所有権に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員石田有全君提出山林の所有権に関する質問に対する答弁書

一 前橋管内局村上管林署管内駒ヶ岳三千七百二十九番固有林と高根生産森林組合の所有にかかる新潟県岩船郡朝日村大字高根字スズ三千七百三十三番山林、同小滝百一十七番山林、同松倉百二十九番山林及び同駒ヶ岳三千七百二十七番山林との境界について、昭和三十四年九月五日付をもつて円満な解決を求むる旨、また、昭和三十四年五月十五日付及び六月十五日付

をもつて村上管林署長に対し、調査された旨、同組合代表組合長理事板垣仁左エ門から陳情があつた。

二 以上の陳情に基づく林野庁の調査結果は、次のとおりである。

(1) 陳情者高根生産森林組合の主張は、同組合の所有地たる前記四山林が駒ヶ岳固有林に編入されているから、境界を是正してほしいという趣旨である。

(2) 採争固有林の境界査定は、営林局保存の關係書類によれば明治四十一年に旧固有林野法(明治三十二年法律第八十五号)第四条に基づいて境界査定官吏山林岡崎豊太郎及び井上権重によりなされ、明治四十一年九月十七日、長野大林区署長から当時の隣接地所有者たる合資山業会社社長遠山金作あて境界査定通告をなし、同法第七条による六十日の出訴期間を経て境界が確定した。

なお、同組合保存の書類によれば、境界査定当時、上記遠山金作から陳情があつた模様であるが、その後は、現在まで陳情ないし紛争はなかつた。

三 以上のとおり本件境界査定処分は、当時の法律の規定によりすばる適法に確定していると認められ

るので、陳情者の主張を容認することはできなかつた。

四 土地に対する固定資産税については、地方税法は、いわゆる命帳課税主義が定められており、土地台帳(昭和三十五年三月の不動産登記法の改正に伴い法務大臣の指定期限経過後は、土地登記簿)又は土地補充課税台帳に所有者として登録されている者に対して課税される。したがつて、土地台帳上の所有名義人はついでには、その所有権のいかんをとわなないことになつてゐる。

右答弁する。

官報

号外 昭和三十五年七月二十二日

第三十五回 衆議院會議録 第五号(その二)

本期国会において衆議院に提出された議案等の総数及びその結果

議員提出法律案 一件 成立
決議案 一件 未決
重要勅諭 五件 可決
本院において前国会から継続した議案 六十一件

内
条約 二件 本院閉会中審査
内閣提出法律案 二十件

内
成立 三件
本院閉会中審査 十七件
議員提出法律案 三十四件 本院閉会中審査
決算その他 五件 閉会中審査
衆議院において前国会から継続した議案 一件
内閣提出法律案 一件 成立
請願 六十八件(千七百通) 委員会審査未了

○議長報告
(法律公布案上及び通知)
一、今二十二日、次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
九州地方開発促進法の一部を改正する法律

(選出通知)

一、今二十二日、本院は検察官資格審査委員会及び同予備委員を次の通り選挙した旨内閣に通知した。
検察官資格審査委員会
塚田十一郎君 三池 信君
天野 公義君 井伊 誠一君
同予備委員
綱島 正興君(塚田十一郎君の予備委員)
額 彌三君(三池 信君の予備委員)
大久保武雄君(天野 公義君の予備委員)
山中日露史君(井伊 誠一君の予備委員)

(指名通知)

一、今二十二日、本院は国土総合開発審議会委員に衆議院議員吉川久衛君、同八木一郎君及び同瀬戸山三男君を指名した旨内閣に通知した。
一、今二十二日、本院は離島振興対策審議会委員に衆議院議員高橋等君を指名した旨内閣に通知した。
一、今二十二日、本院は国土開発縦貫自動車道建設審議会委員に衆議院議員益谷秀次君、同保利茂君、同椎名悦三郎君、同今松治郎君及び同小澤佐重喜君を指名した旨内閣に通知した。

一、今二十二日、本院は台風常襲地帯対策審議会委員に衆議院議員中馬辰猪君を指名した旨内閣に通知した。

一、今二十二日、本院は首都圏整備審議会委員に衆議院議員岩本信行君を指名した旨内閣に通知した。
一、今二十二日、本院は北海道開発審議会委員に衆議院議員松浦周太郎君、同藤田弘作君、同高田富興君、同横路節雄君及び同小平忠君を指名した旨内閣に通知した。
一、今二十二日、本院は日本ユネスコ国内委員会委員に衆議院議員押谷富三君及び同橋本正之君を指名した旨内閣に通知した。

一、今二十二日、本院は飼料需給安定審議会委員に衆議院議員山口好一君、同中村寅太郎君、同野原正勝君、同中澤茂一君及び同小澤貞孝君を指名した旨内閣に通知した。
一、今二十二日、本院は渾田単作地域農業改良促進対策審議会委員に衆議院議員佐藤洋之助君及び同内海安吉君を指名した旨内閣に通知した。
一、今二十二日、本院は鉄道建設審議会委員に衆議院議員益谷秀次君、同保利茂君、同椎名悦三郎君、同今松治郎君及び同矢尾喜三郎君を指名した旨内閣に通知した。

(議決通知)

一、今二十二日、本院は原子力委員会委員に有澤廣巳君及び木原均君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
一、今二十二日、本院は国家公安委員会委員に永野重雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
一、今二十二日、本院は運輸審議会委員に片岡義信君及び谷村唯一郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
一、今二十二日、本院は日本放送協会経営委員会委員に今井道雄君、靱勉君、七里義雄君及び八木宗十郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
一、今二十二日、本院は中央更生保護審査委員会に大塚今比古君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、今二十二日、本院は閉会中次の通り委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。
一、防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十四回国会法第三三三号)
二、自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十四回国会法第三三三号)
三、行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案(内閣提出、

第三十四回国会法第一〇四号)
四、総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十四回国会法第一五四号)
五、特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法案(内閣提出、第三十四回国会法第一五五号)
六、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(石橋政嗣君外二十名提出、第三十三回国会法第六九号)
七、地盤沈下対策特別措置法案(松前重義君外二十一名提出、第三十三回国会法第二二二号)
八、石炭産業会議設置法案(武藤武雄君外八名提出、第三十四回国会法第一八八号)
九、連合国占領軍等の行為による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案(石橋政嗣君外八名提出、第三十四回国会法第三三九号)
一〇、恩給法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案(大野伴陸君外七名提出、第三十四回国会法第四五五号)
一一、恩給法等の一部を改正する法律案(大野伴陸君外六名提出、第三十四回国会法第四五六号)
一二、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案(大野伴陸君外六名提出、第三十四回国会法第四七七号)
一三、行政機構並びにその運営に関する件

- 一四、恩給及び法制一般に関する件
- 一五、国の防衛に関する件
- 一六、公務員の制度及び給与に関する件
- 一七、栄典制度調査並びに栄典法案起草に関する件
- 地方行政委員会
 - 一、地方自治に関する件
 - 二、地方財政に関する件
 - 三、警察に関する件
 - 四、消防に関する件
- 法務委員会
 - 一、裁判所の司法行政に関する件
 - 二、法務行政及び檢察行政に関する件
 - 三、国内治安及び人権擁護に関する件
- 外務委員会
 - 一、国際法定計量機関を設立する条約の締結について承認を求めの件(第三十四回国会条約第九号)
 - 二、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めの件(第三十四回国会条約第九号)
 - 三、国際情勢に関する件
- 大蔵委員会
 - 一、所得税法の一部を改正する法律案(佐藤觀次郎君外十二名提出、第三十一回国会衆法第六号)
 - 二、所得税法の一部を改正する法律案(平岡忠次郎君外六名提出、第三十一回国会衆法第五九号)
 - 三、日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十四回国会衆法第五六号)
 - 四、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出、第三十四回国会衆法第七九号)
 - 五、国の会計に関する件
 - 六、税制に関する件
 - 七、金融に関する件
 - 八、証券取引に関する件
 - 九、外国為替に関する件
 - 一〇、国有財産に関する件
 - 一一、専売事業に関する件
 - 一二、印刷事業に関する件
 - 一三、造幣事業に関する件
- 文教委員会
 - 一、教育、学術、文化及び宗教に関する件
- 社会労働委員会
 - 一、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(勝岡田清一君外十四名提出、第三十一回国会衆法第七号)
 - 二、地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案(勝岡田清一君外十四名提出、第三十一回国会衆法第八号)
 - 三、失業保険金の給付日数に関する臨時措置法案(多賀谷眞稔君外十三名提出、第三十一回国会衆法第九号)
 - 四、健康保険法、労働者災害補償保険法、失業保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案(多賀谷眞稔君外十三名提出、第三十一回国会衆法第六一七号)
 - 五、政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律案(五島虎雄君外十三名提出、第三十一回国会衆法第六二二号)
 - 六、職業訓練法の一部を改正する法律案(五島虎雄君外十三名提出、第三十一回国会衆法第六五二号)
 - 七、労働関係訴訟における労働組合の当事者適格に関する法律案(堤ツルヨ君外三名提出、第三十四回国会衆法第一号)
 - 八、労働基準法の一部を改正する法律案(堤ツルヨ君外二名提出、第三十四回国会衆法第二号)
 - 九、健康保険法等の一部を改正する法律案(滝井義高君外十六名提出、第三十四回国会衆法第四号)
 - 一〇、最低賃金法案(大原亨君外十名提出、第三十四回国会衆法第三四号)
 - 一一、港湾労働者の雇用安定に関する法律案(五島虎雄君外十名提出、第三十四回国会衆法第三七号)
 - 一二、労働組合法の一部を改正する法律案(堤ツルヨ君外二名提出、第三十四回国会衆法第三八号)
 - 一三、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(大野伴陸君外七名提出、第三十四回国会衆法第四八号)
 - 一四、厚生関係及び労働関係の基本施策に関する件
 - 一五、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
 - 一六、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件
- 農林水産委員会
 - 一、農家負債整理資金融通特別措置法案(芳賀貢君外十名提出、第三十一回国会衆法第二号)
 - 二、飼料需給安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十三名提出、第三十一回国会衆法第四一七号)
 - 三、農産物価格安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十三名提出、第三十一回国会衆法第四二二号)
 - 四、水産業改良助長法案(赤路友藏君外十六名提出、第三十一回国会衆法第四五号)
 - 五、果樹農業振興特別措置法案(内閣提出、第三十四回国会衆法第四五号)
 - 六、農地法の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十四回国会衆法第一二五号)
 - 七、農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十四回国会衆法第一二六号)
 - 八、農林水産業の振興に関する件
 - 九、農林水産物に関する件
 - 一〇、農林水産業団体に關する件
 - 一一、農林水産金融に関する件
 - 一二、農林漁業災害に関する件
- 商工委員会
 - 一、海外経済協力基金法案(内閣提出、第三十四回国会衆法第八八号)
 - 二、割賦販売法案(内閣提出、第三十四回国会衆法第一一八号)
 - 三、輸出入取引法の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十四回国会衆法第一一九号)
 - 四、通商産業の基本施策に関する件
 - 五、経済総合計画に関する件
 - 六、公益事業に関する件
 - 七、鉱工業に関する件
 - 八、商業に関する件
 - 九、通商に関する件
 - 一〇、中小企業に関する件
 - 一一、特許に関する件
 - 一二、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
 - 一三、鉱業と一般公益との調整等に関する件
- 運輸委員会
 - 一、陸運に関する件
 - 二、海運に関する件
 - 三、航空に関する件
 - 四、日本国有鉄道の経営に関する件
 - 五、港湾に関する件
 - 六、海上保安に関する件
 - 七、観光に関する件
 - 八、気象に関する件
- 通信委員会
 - 一、郵便局舎等整備促進法案(森本靖君外九名提出、第三十四回国会衆法第五号)
 - 二、日本放送協会昭和三十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

三、郵政事業に関する件
 四、郵政監察に関する件
 五、電気通信に関する件
 六、電波監理及び放送に関する件
 建設委員会
 一、街燈整備促進法案(川村鑑義君外十六名提出、第三十四回国会衆法第四一七号)

二、日本住宅公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十四回国会衆法第一二二一号)
 三、地代家賃統制令の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十四回国会衆法第一三六六号)
 四、公共施設の整備に関する市街地の改造に関する法律案(内閣提出、第三十四回国会衆法第一四〇号)

五、国土計画に関する件
 六、都市計画に関する件
 七、災害対策に関する件
 八、道路、河川及び住宅に関する件
 予算委員会
 一、予算の実施状況に関する件
 決算委員会
 昭和三十三年一般会計歳入歳出決算
 昭和三十三年特別会計歳入歳出決算
 昭和三十三年国稅納金整理資金受払計算書
 昭和三十三年度政府関係機関決算書

二、昭和三十三年度国有財産増減及び現在額計算書
 三、昭和三十三年度国有財産無償貸付状況計算書

四、昭和三十三年度物品増減及び現在額計算書
 五、歳入歳出の実況に関する件
 六、国有財産の増減及び現況に関する件
 七、政府関係機関の経理に関する件
 八、国会の決算審査に関する件
 議院運営委員会
 一、国会の審議権の確保のための秩序保持に関する法律案(第三十三回国会衆法第二二二二号、第三十四回国会衆法第二二二二号)
 二、国会法等改正に関する件
 三、議長よりの諮問事項
 四、その他議院運営委員会の所管に属する事項
 懲罰委員会
 一、懲罰制度に関する件
 公職選挙法改正に関する調査特別委員会
 一、公職選挙法の一部を改正する法律案(島上善五郎君外六名提出、第三十四回国会衆法第三一三三三号)
 二、政治資金規正法の一部を改正する法律案(島上善五郎君外六名提出、第三十四回国会衆法第三一三三三号)
 三、衆議院議員選挙区画審査会設置法案(島上善五郎君外六名提出、第三十四回国会衆法第三一三三三号)
 四、公職選挙法改正に関する件
 科学技術振興対策特別委員会
 一、原子力損害の賠償に関する法律案(内閣提出、第三十四回国会衆法第一三三三三号)

二、科学技術振興対策に関する件
 国土総合開発特別委員会
 一、東北開発促進法の一部を改正する法律案(日野吉夫君外二十二名提出、第三十一回国会衆法第六四四号)
 二、有明海開発促進法案(井手以誠君外二十四名提出、第三十四回国会衆法第四三三三三号)
 三、国土総合開発に関する件(事務総長選挙通知)
 一、今二十二日、山崎事務総長から河野参議院事務総長及び大平内閣官房長官宛、本院は事務総長に山崎高君を選挙した旨念のため通知した。(委員推薦通知)
 一、今二十二日、議長は、憲法調査会委員に次の議員を推薦し、その旨内閣に通知した。
 中曾根康弘君 高橋 禎一君
 橋本 龍伍君 野田 卯一君
 福井 盛夫君 愛知 揆一君
 一、今二十二日、議長は、社会保障制度審議会委員に次の議員を推薦し、その旨内閣に通知した。
 龜山 孝一君 堤 ツルヨ君
 一、今二十二日、議長は、地方制度調査会委員に次の議員を推薦し、その旨内閣に通知した。
 濱田 幸雄君
 (通知書受領)
 一、今二十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律
 自転車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律
 小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律
 一、今二十二日、松野参議院議長から清瀬議長宛、参議院は閉会中次の通り委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。
 内閣委員会
 一、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(第三十四回国会衆法第一三三五号)
 二、国家行政組織に関する調査
 三、国家公務員制度及び恩給に関する調査
 四、国防衛に関する調査
 地方行政委員会
 一、地方行政の改革に関する調査
 法務委員会
 一、検察及び裁判の運営等に関する調査
 外務委員会
 一、国際情勢等に関する調査
 大蔵委員会
 一、厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案(第三十一回国会衆法第一六七七号)
 二、国有財産特別措置法の一部を改正する法律案(第三十四回国会衆法第一三三四号)
 三、租税及び金融等に関する調査
 文教委員会
 一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会
 一、医療法の一部を改正する法律案(第三十一回国会衆法第一八三三三号)
 二、結核医療法案(第三十一回国会衆法第九九号)
 三、保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休養中における代替要員の確保に関する法律案(第三十一回国会衆法第一三三三三号)
 四、社会保障制度に関する調査
 五、労働情勢に関する調査
 農林水産委員会
 一、果樹農業振興特別措置法案(第三十四回国会衆法第四五五五号)(予備審査)
 二、農地法の一部を改正する法律案(第三十四回国会衆法第一二二二二五号)(予備審査)
 三、農業協同組合法の一部を改正する法律案(第三十四回国会衆法第一二二二二六号)(予備審査)
 四、農林水産政策に関する調査
 商工委員会
 一、経済の自立と発展に関する調査
 運輸委員会
 一、運輸事情等に関する調査
 通信委員会
 一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査
 建設委員会
 一、砂防法の一部を改正する法律案(第三十三回国会衆法第一一三三三三号)
 二、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案(第三十三回国会衆法第二二二二二二号)

